

# 狭山市次世代育成支援計画を策定

## ともに支えあい、元気で安心して子育て・ 子育てができるまち・さやまを目指して



市では、次代を担う子ども達が、健やかに生まれ育つための環境づくりを進めるために、「狭山市次世代育成支援計画」を策定しました。これは、ニーズ調査をはじめ市民懇談会などとおして、皆さんからご意見をお寄せいただき、それらを参考に市民の代表などで組織する策定委員会で検討を進め、まとめたものです。今月は、計画の概要をお知らせします。

### 基本理念は3つの視点から

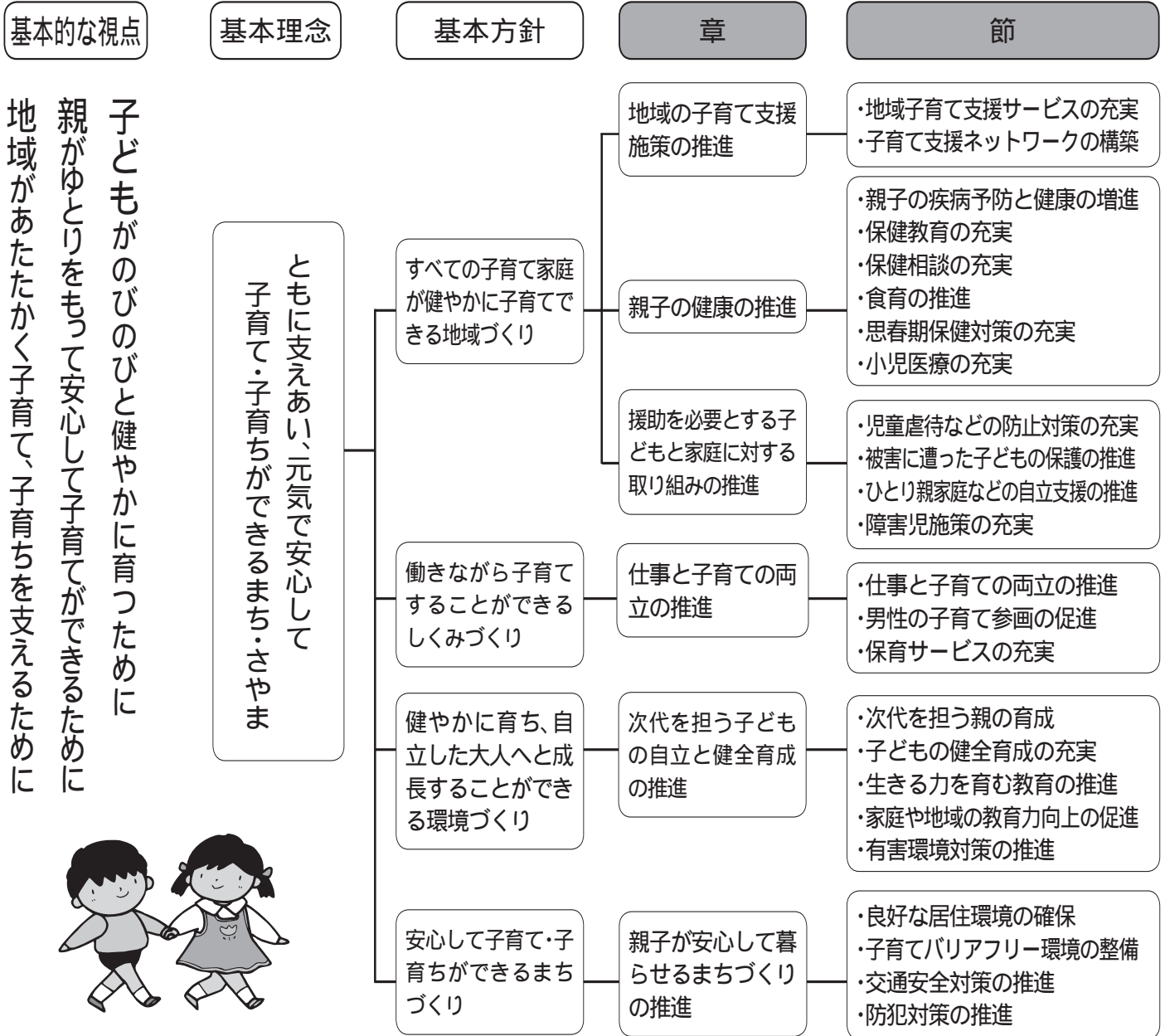
この計画は、「子どもがのびのびと健やかに育つために」、「親がゆとりをもって安心して子育てができるために」、「地域があたたかく子育て、子育てを支えるために」の3つの視点をもとに、基本理念「ともに支えあえる元気で安心して子育て・子育てができるまち・さやま」を掲げ、子育て・子育て支援施策の一体的かつ総合的な推進をするために策定しました。

「子育て」とは、子ども達一人ひとりが自らの個性や可能性を發揮しながら、未来に向かって夢と希望を抱き、生き生きと育っていく姿を表現したものです。市では、こうした子ども達の主体的な成長を支える環境づくりを目指します。

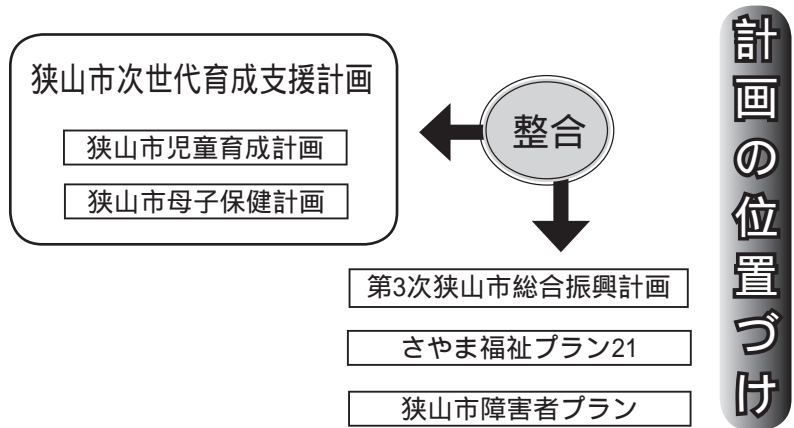
### 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の基本方針のもとに取り組みを進めます。すべての子育て家庭が健やかに子育てできる地域づくり  
働きながら子育てすることができ  
るしくみづくり  
健やかに育ち、自立した大人へと成長することができる環境づくり  
安心して子育て・子育てができる  
まちづくり

# 計画の体系イメージ図



この計画は、次世代育成支援対策推進法に定める市の行動計画です。多様な保育サービスなどの充実や地域での子育て家庭の支援を中心とした市の「児童育成計画」(平成11年3月)の評価を踏まえるとともに、健やかに産まれ育つ地域社会の実現に貢献することを基本理念とした「母子保健計画」(平成14年3月)を一部に組み込みました。また、市の「総合振興計画」「福祉プラン21」「地域福祉計画」「障害者プラン」などと整合を図りながら計画を推進します。





## 計画の期間

## 重点事業

計画の期間は平成17から21年度までの5年間(前期計画)です。

社会情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直し、平成21年度中に後期計画の策定を行います。

計画の期間										年度(平成)							
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
							狭山市次世代育成支援計画 (前期計画、平成17～21年度)				狭山市次世代育成支援計画 (後期計画、平成22～26年度)						
狭山市児童育成計画(平成11年度からおおむね10年間)																	
				狭山市母子保健計画 (平成14～18年度)													
			第3次狭山市総合振興計画(平成13～27年度)														
	さやま福祉プラン21(平成12～21年度)																
			狭山市障害者プラン(平成15～24年度)														

さまざまな施策・事業の中から、優先的に実施することで、そのほかの施策・事業に大きな効果をもたらすことが期待できるものを重点事業と位置づけました。

### 子どもがのびのびと 健やかに育つために

子どもが自ら考え、判断・行動し、やがて自立した大人へと成長できるよう、体験・交流・学習・情報など各種の環境整備に取り組みとともに、いじめや不登校、非行、心の悩みなど、子どもに対する相談支援体制の一層の充実を図ります。

#### ● キッズページの開設

市が行う政策や事業、子育てに役立つ情報について、子どもたちに分かりやすく内容を伝えるキッズページを公式ホームページに開設します。

#### ● 学校教育相談の充実

子どもの健やかな成長と発達を支援するため、児童生徒、保護者を対象に教育相談を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援を行います。

#### ● 乳幼児とのふれあい事業の充実

中学生、高校生などに対し、子どもを生み育てることの意義の理解を促進するため、乳幼児とふれあう機会

の充実を図ります。

#### ● 地域子ども教室推進事業の支援

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、安全に過ごすことのできる放課後や週末などの居場所づくりの支援を行います。

#### ● 進路指導の充実

自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力を育成します。また、卒業後の職業生活や社会生活など生涯にわたるキャリアを形成していく力をつけるため、キャリア教育の充実を図ります。

### 親がゆとりをもって安心して 子育てができるために

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子育て支援に関する環境整備に取り組みます。また、児童虐待の予防に適切に対処するとともに、ひとり親や障害児など、支援を必要とする家庭・児童に対する各種施策を積極的に推進します。さらに、待機児童の解消や多様な弾力的な保育サービスを提供し、仕事と子育ての両立支援を推進します。

#### ● つどいの広場事業の推進

子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場を提供するとともに、子育ての情報提供や相談に応じるつどいの広場事業を、地域バランスを考

慮しながら、市内各中学校区に整備します。

#### ● 一時保育の充実

保育所に通園していない家庭で、保護者の急病や冠婚葬祭、育児疲れの解消、パート就労などの理由から、家庭での保育が困難な場合に、保育所で一時的に子どもを預かる一時保育の対象施設を上げます。

#### ● 子育て支援サービスに関する ネットワークの構築

市民、行政、民間事業者など地域における子育て支援サービスのネットワークを形成し、きめ細かな情報を効果的・効率的に提供するとともに、サービスの向上を図るため、ネットワークのあり方を検討します。

#### ● すこやか訪問事業

乳幼児すこやか訪問員が、乳幼児健康診査の未受診児家庭を訪問することにより、地域での育児支援を推進します。

#### ● 子どもの虐待防止ネットワーク 会議の充実

児童虐待予防、早期発見、早期対応を適切かつ迅速に進めるため、子どもの虐待防止ネットワーク会議の充実を図ります。

#### ● ひとり親家庭自立支援員の配置

ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を行うため、ひとり親家庭自立支援員を配置します。

## 特定事業主の行動計画を策定 積極的に次世代育成支援を推進

子どもを安心して出産し、健やかに育てられる環境の整備のため、事業主は次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を作ることが定められています。このことに伴い、市では平成17年度から5年間の「狹山市特定事業主行動計画」を策定しました。職員が仕事と子育てを両立し、地域における子育て支援の取り組みへ積極的に参加することを目的としています。計画では、男性職員の育児休業の取得率10%を目指すなど、約50項目を掲げ、今後この計画を基に子育てに関する職員の意識啓発や職場環境の整備を行い、事業主として先例となるよう積極的に次世代育成支援対策を進めていきます。なお、行動計画の取り組みには、事務事業のさらなる効率化を図り、市民サービスの低下を招かないよう配慮していきます。計画に関する詳しい内容は、公式ホームページに掲載する予定です。

### 行動計画の2つの柱

#### 勤務環境の整備に関する事項

妊娠中や出産後の職員への配慮 男性職員の子育てへの積極的な参加の促進 育児休業などを取得しやすい環境の整備 超過勤務の縮減や事務の合理化 職場優先の環境や、固定的な性別役割分担意識などの是正のための取り組みなど

#### その他の次世代育成支援対策に関する事項

子育てバリアフリー（施設内の整備） 子ども、子育てに関する職員の地域貢献活動の支援 子どもとふれあう機会の充実など

### 特定事業主とは？

民間企業などの一般事業主に対し、国や地方公共団体の長や機関を指します。狹山市では、市長や教育委員会、市議会議長などが特定事業主に当たります。

問合せ職員課へ内線3514

### 詳しくは公民館や公式ホームページなどで

計画の内容は、行政資料室（市役所2階）出張所、公民館、児童館などや公式ホームページでご覧になれます。

#### ● 保育所整備の推進

保育所待機児童の解消を図るため、保育所整備を積極的に推進します。

#### ● 障害者就労支援センターの整備

障害者の雇用促進と生活の質の向上を図るため、労働情報や就労支援

を目的とした障害者就労支援センターを整備します。

#### ● 延長保育の充実

保護者の通勤や就労形態の多様化に対応するため、延長保育について、地域の実情を考慮しながら、拡充の検討を行います。

### 地域があなたたく子育て、 子育てを支えるために

広く市民に子育て・子育てに関するあたたかな理解、協力を求めることとともに、関係団体などの協力協働を得て地域のささえあいの輪を広げていきます。また、地域の豊かな人材を活かしながら子育て・子育て支援

に取り組みます。

#### ● 子育てサポーターの養成

育児に悩みや不安を持つ保護者に対して気軽に相談に応じることにも、アドバイスを行う子育てサポーターを養成します。

#### ● 子育てボランティアの養成

身近な地域において、子育てをサポートするボランティアを養成します。

#### ● 子どもの権利条約に関する意識啓発

「子どもの権利条約」の啓発・普及を推進します。

#### ● 地域防犯パトロール

警察や狹山地方防犯協会、地域防犯連絡会議（A P O C）、自治会、青少年育成地域会議、少年警察ボランティア

## 計画の推進

児童福祉課をはじめさまざまな課が一体となって、毎年度計画の実施状況を把握・点検し、その結果を公表します。また、市民や関係機関代表者、学識経験者などを含めた組織として、「狹山市次世代育成支援対策地域協議会（仮称）」を組織し、対策を協議しながら計画の推進に努めます。

問合せ児童福祉課へ内線1534